

ドイツにおける防疫措置（ザールラント州における緩和措置）

2020年5月30日
在フランクフルト日本国総領事館

【ポイント】

- ザールラント州政府は、6月1日から有効となるコロナ対策州令の改正を行いました。

【本文】

1. ザールラント州政府は、コロナ対策州令の改正を行いました。改正後の州令は6月1日から6月14日まで有効となります。改正の主な内容は以下のとおりです。

(1) 6月1日からの主な変更点は以下のとおりです。

- ア. 公共空間における滞在について、最大10人又は二世帯まで可能となります。
- イ. 介護施設や病院等において、患者や入居者は1日1名まで家族等による訪問を受けること等が可能となります。
- ウ. レストラン等の営業可能時間が23時までに延長されます。
- エ. 小売店等での入場者数の上限が、店舗内面積10平方メートルあたり1名までに緩和されます。
- オ. 屋内の遊び場（Spielplatz）が再開可能となります（利用時に連絡先等を提出することが求められる場合があります）。

(2) 6月8日以降、以下の変更が行われる予定です。

- ア. 保育所等が制限付きで再開可能となります。
- イ. プール及びスパ施設等が再開可能となります。

(3) 6月15日以降、以下の変更が行われる予定です。

- ア. 劇場、オペラ座、コンサートホール等文化施設が再開可能となります。ただし屋内でのコーラス等は引き続き禁止となっております。
- イ. 50名までの屋内イベント、100名までの屋外イベントが再開可能となります（参加時に連絡先等を提出することが求められる場合があります）。

(4) 学校について、引き続き段階的に授業を再開すると定められておりますので、詳細は各学校にお問い合わせください。

(5) 上記の緩和措置について、いずれも適切な間隔ルールや衛生規則、マスク着用義務等の遵守が引き続き求められますので、ご注意ください。また、各郡やザールブリュッケン地域連合において、人口10万人あたりの過去7日間の新規感染者数が35名を超えた場合、州政府は各地の当局と共に特定の地域・期間について必要な保護措置を講じることが可能となると定めております。

2. 詳細は、以下の州政府プレスリリース及び州令テキスト（いずれも独語）をご覧ください。

(1) 州政府プレスリリースその1：

https://corona.saarland.de/DE/service/medieninfos/_documents/pm_2020-05-29-weitere-erleichterungen.html

(2) 州政府プレスリリースその2 :

https://corona.saarland.de/DE/service/medieninfos/_documents/pm_2020-05-29-erleichterungen-msgff.html

(3) 5月29日付コロナ対策州令改正令 :

<https://corona.saarland.de/DE/service/massnahmen/verordnung-stand-2020-05-29.html>

【参考】

■外務省海外安全ホームページ (ドイツ)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsपोthazardinfo_165.html#ad-image-0

■在ドイツ日本国大使館ホームページ (新型コロナウイルスに関する最新情報)

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html

■ドイツ連邦保健省 (新型コロナウイルスに係る最新情報)

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所 (新型コロナウイルスに関する Q&A)

https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ_Liste.html

https://twitter.com/rki_de

■ドイツ連邦外務省 (渡航情報) (最新情報)

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und-sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen>

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関 (WHO)

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

【お問い合わせ先】

在フランクフルト日本国総領事館

MesseTurm 34.0G, Friedrich-Ebert-Anlage 49, 60327, Frankfurt am Main

代表電話：+49-(0)69-2385-730（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

領事部メール：konsular@fu.mofa.go.jp